

○社会福祉法人大分市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大分市社会福祉協議会会長（以下「本会会長」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における本会会長とは、本会定款第19条第2項の理事会の決議によって理事の中から選定された会長をいう。

(報酬の額)

第3条 本会会長の報酬は月額240,000円とし、年間支給総額を2,880,000円以内とする。

(支給等)

第4条 報酬等の支給に関する取扱い事項については、本会職員の例によるものとする。

(その他)

第5条 この規程の施行についての必要事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

○社会福祉法人大分市社会福祉協議会常勤役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大分市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定により常勤役員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における常勤役員とは、本会の定款第18条に規定する常務理事をいう。

(報酬の額)

第3条 常勤役員の報酬は、本会評議員会において別表のとおり定めるものとする。

(支給等)

第4条 報酬等の支給に関する取扱い事項については、本会職員の例によるものとする。

(その他)

第5条 この規程の施行についての必要事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

職 名	報 酬 月 額	年間支給総額
常 務 理 事	260,000円	3,120,000円以内

○社会福祉法人大分市社会福祉協議会評議員、役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大分市社会福祉協議会定款（以下、「定款」という。）第2章に規定する評議員、第4章に規定する理事（定款第18条第2項に規定する会長及び常務理事を除く。）、監事、第5章に規定する顧問及び第8章に規定する各種委員会の委員の報酬について定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の額は、別表のとおりとする。

2 報酬は、行政職員である役員等には、支給しない。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に併せ、「社会福祉法人大分市社会福祉協議会役員費用弁償に関する規程（昭和47年4月1日施行）」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区 分	報 酬 額	年間支給総額
評 議 員	会議出席1日につき 4,000円	32,000円以内
理 事	会議出席1日につき 4,000円	32,000円以内
監 事	会議出席1日につき 4,000円	36,000円以内
顧 問	会議出席1日につき 4,000円	32,000円以内
各種委員会委員	会議出席1日につき 3,000円	